

第 5 章 健康危機管理

健康危機管理

健康危機管理とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務である。

健康危機に迅速かつ的確に対応し市民の不安を解消するため、「神戸市保健福祉局健康危機管理対策基本指針」に基づき、各種マニュアルの整備や事前の備え等、体制の整備を進めている。

(1) 健康危機管理対策

① 各種マニュアルの整備

- ② 健康危機事案の発生時、迅速・的確な初動対応が円滑に行われるよう、「神戸市保健福祉局健康危機管理対策基本指針」、「神戸市保健福祉局健康危機管理要領」、「健康危機管理基本マニュアル」のほか、食中毒、感染症、毒物・劇物、飲料水の汚染等の個別のマニュアルを作成し、あらかじめ各職員に対して対応方法や役割を示し、万一の事態に備えている。
- ③ また、新型インフルエンザ等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定にともない、神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画を2014年（平成26年）6月に策定し、毎年対策訓練を実施している。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、予防計画を策定予定。

(健康危機管理基本マニュアル)

市民に健康危機の発生もしくは発生の恐れがある場合の健康被害の発生予防、拡大防止、医療救護など市が実施する対策の手順を定めている。

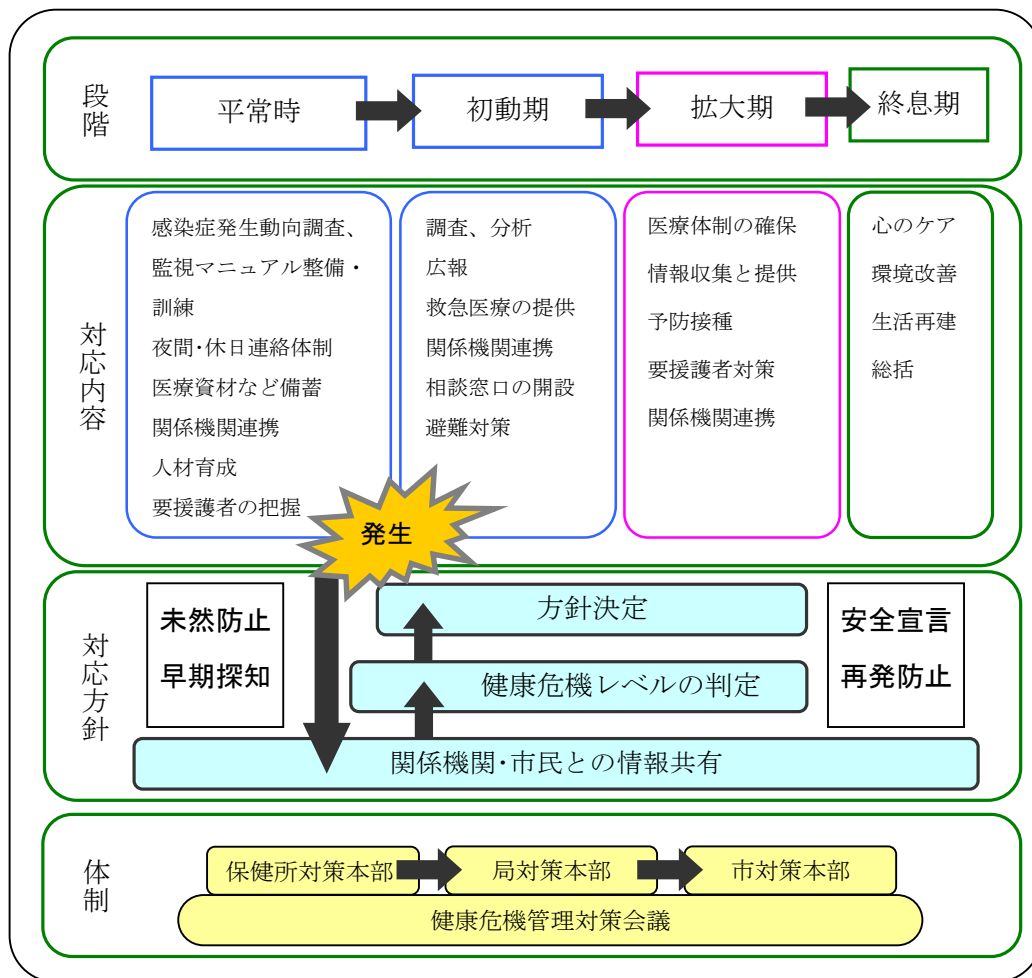
(個別のマニュアル)

- ・神戸市新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
- ・新型インフルエンザ対応マニュアル
- ・感染症対応マニュアル
- ・ウイルス性出血熱対応マニュアル 等

② 危機管理体制

通常ので体制で対応できない健康危機事案が発生した場合には、危機管理室と連携し市全体として危機管理に取り組む体制を整備している。また、健康危機管理専門家会議を設置し、専門家から平常時の基本的な方針や緊急時の対応について助言を得る体制を整えている。

・健康危機対応のフロー図



③新型コロナウイルス感染症における神戸市の対応について（令和4年4月～令和5年3月）

	世界・国の動き	神戸市の対応
令和4年 4月～6月 (第6波 1/1-6/22)	5/25 3回目接種以降の接種間隔の短縮	6/15 コロナ患者発生簡易システムの導入 6/16 市内初オミクロン株BA.5系統の感染を確認
7月～10月 (第7波 6/23-10/11)		7/1 市内初オミクロン株BA.4系統の感染を確認 7/12 市内初オミクロン株BA.2.75系統の感染を確認 8/3 健康観察入力フォーム開設 8/4 神戸市オンライン確認センターの

	<p>9/1 療養期間短縮</p> <p>9/26 全数届出見直し開始</p> <p>10/21 3回目接種以降の接種間隔再短縮</p>	<p>開設</p> <p>9/26 全数届出見直し開始(陽性者登録フォームの設置等)</p>
<p>11月～令和5年3月 (第8波 10/12-5/7)</p>		<p>11/2 市内初オミクロン株XBB系統の感染を確認</p> <p>11/16 中・高生向け検査キット配布</p> <p>12/8 要介護者対応の宿泊療養施設の開設</p>

※「神戸市新型コロナウイルス感染症対策 第3次対応結果報告書」より抜粋

(2) 危機対応への平常時からの対応整備

① 早期対応体制の整備

夜間、休日を含めて24時間365日、健康局の保健所管理職(課長級)が持ち、迅速に対応できるような体制をとっている。

② 防護資材・医薬品等の整備

感染症等や自然災害等の災害に対応できるようマスクや防護服、消毒薬などの防護資材を備えている。また、市内3区役所(中央区、北区、西区)や災害対応病院(市内6病院等)に医薬品等を備蓄しているほか、各団体と災害時における医薬品等の供給について協定を締結して体制を整えている。

③ 研修・訓練の実施

危機の発生に速やかに対応するため、危機管理室や感染症指定医療機関(中央市民病院)、神戸検疫所等と連携して、感染症患者の搬送や防護服の着脱訓練、机上訓練など研修や訓練を実施している。